



きびしい労働条件の中で汗みどろになって働く炭鉱労働者。会社はこの労働に当然報いるべきではないのか(掘進職場で)。



発行所 三池炭鉱労働組合 大牟田市入船町1番地 電話(53)3033~4 編集兼人 杉本一男 発行 半年間1,800円 送料共 振替口座番号 労働金庫大牟田支店 825-0000569

保安点検月間

炭労は、二月十五日から二十九日までを第十七回炭労保安点検月間とし、金山一斉に災害撲滅、不安全要素の一掃を目指します。

労働協約、労働条件、福利・厚生闘争へ

切実な要求、人並みの条件を

「石炭づぶ」の第八次石炭政策による縮小合理化を口実に、賃上げ、期末手当のゼロ、または超低額をほじめ労働条件、福利・厚生などの切り下げが横行される中で「がまんは限界」「なんとかくしてくれ」の声が切実になっていきます。昨年は、会社が一方的に交渉を中止しましたが、情勢がきびしいとはいえ、過酷な地下労働に見合う最低限の条件を維持し改善することは緊急な課題であり、三池労組は大眾討論を経て近く要求を集約、二月中旬に予定される交渉に全力をあげます。

労働協約

労働条件関係

- 1、諸休暇は健康等級の100%とする。なお公休日は支給日数から除外する。(石)
2、文化資金を人当たり七千円に増額する。(石・港)
3、永年勤続表彰は二万五千円に増額し、慰労休暇(有給)を七日間与える。(石)
4、住宅貸付金は定年退職前三年とし、定年退職金の半額までとする。(石)
5、薬価免除限度額は一世帯一万

- 6、公傷入院の場合、①入院手当月額二万円、②家族付き添い看護料月額一万五千円、③入院見舞いの家族給食二人分、④家族見舞いの交通費実費、をそれぞれ支給する。(石・港)
7、会社施設内の勤務時間中の死亡は、すべて公傷取り扱いとする。(石・港)
8、公傷患者については定年退職まで解雇しないこと。なお、私傷患者については三年間解雇しないこと。
9、十八歳以上の在学者にも家族手当を支給する。(石・港)
10、精勤賞与の五ランク制を復元し、内容を大幅に引き上げる。(石)
11、作業必需品については、①作業衣を年一回無条件で、②保安靴(年四足)、③靴は(年二足)、④手袋・靴下(各月一足)を無償で、⑤看護婦のシューズ(年二足)、⑥ストッキング(月一足)を無償で、それぞれ支給する。(石)
12、一般職社員賞罰規則第三章の二(坑外関係の精勤賞与)の条件を緩和する。(石)
13、福利・厚生関係
①作業必需品、②消耗品、③冷暖房化(内容省略)など。
(以上は要求討議の骨子です。石は石炭、港は港務所)

港務所関係

- 1、中央交渉事項
①永年勤続表彰、②再雇用、③社員共済制度、④福利手当(内容省略)など。
2、山元交渉事項
①作業必需品、②消耗品、③冷暖房化(内容省略)など。
(以上は要求討議の骨子です。石は石炭、港は港務所)

山元関係

- 1、通勤手当は実費を支給し、自己手段による通勤者にはバス代相当額を支給する。(石)
2、住宅手当を月額三万円支給する。(石)
3、各鉱所駐留場を舗装し、外灯を増設する。(石・港)
4、福利共済基金制度は、五割に還元し、給付・貸付の内容を大幅に増額する。(石)
5、社有地を市価の三分の二で分譲する。(石)
6、会社都合による転居料は、二十万円とする。(石・港)
7、社有住宅には、福利厚生費として月額二万円を支給する。(石)
8、社有住宅の三分の二で分譲する。(石)

9・28訴訟で和解勧告

昭和四十二年九月二十八日、死者七人、CO中毒患者四百二十五人を出した三川鉱0片材料線での坑内火災による大災害をめぐってCO患者七十七人が三井鉱山に対して、総額七億二千六百万円の損害賠償請求を起していた訴訟で福岡地裁民事一部の小長光馨一裁判長から原告、被告双方に代理人を通じて和解勧告が出された。被告側も検討に入りますが、一月十一日付で出された勧告書は「裁判上の和解による全面的な解決を図ることが必要かつ相当である」と考えます。そこで、当事者双方は可及的速やかに右和解の試案作成のための自主的な協議を行ない、その結果を当裁判所に報告して下さい」という内容です。(この裁判所の勧告について原告、訴した経過があります。

9・28災害関係略年表

Table with 2 columns: Date and Event description. Includes entries for 9.28, 1.30, 3.22, 9.16, 3.1, 11.17, 4.22, and 5.22.

有明炭災害年 抗議集会開く



この災害では、設備の不備や日常点検の手抜き、さらに発生時の対応の遅れなどが大災害の原因と見られてきた。有明炭災害四周年抗議集会が一月二十八日午後六時から、大牟田市労働福祉会館で開かれた。集会には主催団体の三池有明炭大災害原告団と弁護団、大牟田・荒尾連絡会、さらに支援者が参加し、来賓として三池労組の芳川組護団長は「二月五日がヤマ場で、秋ごろには判決の見通し。どこかどう悪かったのかを明らかにし勝利判決」と報告しました。

地底

「ずわ寒波 襲来」と身をこわばらせたいたら、雪がちらほらの程度だった。北日本ではまだまだ寒い波で大荒れだといふのに。札幌では、雪まつりが始まるが、層では節分、立春と続き梅の花だよりも届く。
二月十一日は戦前「建國記念」とよばれた「建國記念日」。国家主義イデオロギーの基礎となった神武天皇即位を祝う日も、敗戦によってその根拠を失い、天皇の人間宣言で「神話と伝説」も否定されたはず。このころの石炭の潮流の中で、憲法記念日を祝わず、建國記念日を祝うという、反動勢力の動きも強まっている。
労働者発表の「最近の労働者世帯の家計動向について」によると、高所得者と低所得者の階級分化が一層進んでいる。高い層では実質収入も消費支出も伸びているが、低い層ではいずれも落ち込んでいる傾向だ。所得格差の広がりは低所得者層の拡大にもつながり、失業者の増大とともに由々しき事態で、われもその一人。
「...エール交換が続いている連合と日経連の幹部が懇談。「内需拡大のための構造転換」の必要性を双方が認め「賃金問題以外では、基本的な考えに大きな差はない」が、「賃上げは産業空洞化を促進する」との論法。構造転換も空洞化も同じレールの上であり、労使の矛盾は明白なのに「差がない」とは言いにくい。
「...選挙公約は、国民が反対し、自民党も反対するような大型間接税はつけない」といって、国民も自民党も反対するものをやることは考えていないと竹下首相の根柢を上手で「反対しない、できない状況を作ろう」といって、四人家族で十万円にもなろうという税を許すことはできる。顯然たる反対運動を...